

Title	処理規約の規定要因(1) : 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って
Sub Title	Two patterns of revenue and expense view and asset and liability
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.58, No.6 (2016. 2) ,p.17- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

処理規約の規定要因（1）

—— 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って ——

笠井 昭 次

<要 約>

今日、評価規約の規定の在り方と言え、一般的には、次のようなものなのではないだろうか。すなわち、特定の一勘定項目、例えば売買目的有価証券を取り上げ、投資家の意思決定への役立ちという観点から、売却時価で評価することの必要性が、強調される。この必要性の論理に一定の合意が得られると、次に、そうした時価評価を正当化するための論理が探索される。売買目的有価証券の時価評価に関して言うならば、ボラティリティ反映利益観といった利益観、さらにはそれを技術的に支える、「ストックをまず決定し、次いで、その差額としてフローを算出する」といった計算方式（ストック起点方式）が、提唱される。つまり、売買目的有価証券に関して「ボラティリティ反映利益観—ストック起点方式—時価評価」といったシェーマが形成されるわけである。

こうした新たな関係が構築されると、それに対応して、伝統的な評価規約についても、新たなシェーマの形成が模索される。例えば原価＝実現原則に準拠していた機械・製品等に関して、平準化利益観といった利益観、さらにはそれを技術的に支える、「フローがまず決定され、その残高としてストックが決定される」といった計算方式（フロー起点方式）が提唱され、機械・製品等に関する「平準化利益観—フロー起点方式—取得原価評価」という概念関係が形成されることになる。

かくして、意思決定有用性の観点にたった場合、ひとつの有力な考え方は、「ボラティリティ反映利益観—ストック起点方式—時価評価」と「平準化利益観—フロー起点方式—取得原価評価」という二項対立を枠組として、評価規約の規定原理を説明する、というものであろう。

しかしながら、意思決定有用性に基づく会計理論が行なうのは、一般的には、ここまでのようである。つまり、個別的に、売買目的有価証券の時価評価を正当化するためのボラティリティ反映利益観・ストック起点方式の定式化、あるいは機械・製品等の取得原価に基づく期間配分を正当化するための平準化利益観・フロー起点方式の定式化を行なうところまでのようである。

それを越えて、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係といったこと、つまり、評価規約の基底にある基礎概念間の整合性、あるいは基礎概念からの評価規約の導出可能性といったことや、そうした利益観や計算方式の実践説明可能性といったことには、意思決定有用性に基づく会計理論は、さしたる関心をもっていないのではないだろうか。

そのため、意思決定有用性に基づく会計理論においては、たしかに、個々の項目の処理規約の

根拠についてはなんとなく分ったように思えたとしても、利益観間の関係、計算方式間の関係、利益観と計算方式との関係等が不明だし、またそれらの諸概念の実践説明可能性が曖昧なので、個々の処理規約に全体としての整合性があるのか、個々の処理規約によって算出された利益数値に、統一的な意味があるのか、といったことが不明であるために、そもそもの個々の処理規約の根拠にしても、曖昧模糊としたものになりがちなのである。

要するに、意思決定有用性に基づく会計理論においては、実証研究等によって、例えば売買目的有価証券の時価評価の必要性は、既に決定されているのである。時価評価は、そのように、実証研究なるものによって投資家の意思決定に役立つものであることが判明しているいじょう、なにがなんでも、取り入れられなければならないわけである。

換言すれば、意思決定有用性の立場によれば、時価評価の導入は、いわば結論なのである。このように、当初から既に結論が出されてしまっているいじょう、現行会計（ひいては会計一般）において、時価評価導入が論理的に可能かどうかといった発問は、既に成立する余地はない。会計理論としては、この時価評価導入を正当化するための方策をなんとしても捻り出す道しか残されていないわけである。

しかしながら、こうした考え方には、筆者は大きな疑問を抱いている。会計理論の役割とは、確かな知識を社会に提供することにあるのではないだろうか。そうであれば、意思決定有用性に基づく会計理論の考え方とは逆に、むしろ、改めて、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係といったこと、あるいはそれらの諸概念の実践説明可能性といったことを問わなければならない。なぜなら、そうすることによって初めて、会計理論は、確かな知識となることができるからである。

したがって、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係、あるいはそれらの諸概念の実践説明可能性といったことを問うことにこそ、会計理論の本当の使命があるというのが筆者の考えである。

処理規約の規定要因に関しては、今日、意思決定有用性に基づく〔(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]というシェーマ（以下、このシェーマを処理方式とよぶことにする）が最も有力な考え方であると思われるので、本稿では、上記のような問題意識に基づき、その理論的問題点を明らかにするとともに、筆者が妥当と考える処理方式を提示することとしたい。

そこで、まず意思決定有用性に基づく〔(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]という処理方式の問題点を検討しなくてはならないが、具体的には、①平準化利益観に規定された評価規約とボラティリティ反映利益観に規定された評価規約との混在の問題、②平準化利益観とボラティリティ反映利益観という分類の有意味性の問題、そして③利益観と特定の処理規約(評価規約)との結び付きの合理性の問題の3点を取り上げなければならない。

本号では、まずそのうちの①の問題を検討する。すなわち、意思決定有用性に基づく〔(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]という処理方式に準拠した場合、平準化利益観に規定された評価規約とボラティリティ反映利益に規定された評価規約とが混在し、それらを加減した利益額に、統一的な意味が喪失してしまう、ということが指摘されなければならない。

もっとも、その点については、現行会計実践は、平準化利益観からボラティリティ反映利益観への転換にさいしての過渡的形態にすぎないので、そうした問題が生じてしまうが、もっぱら平準化利益観が支配していた取得原価主義会計論、および、逆に転換が行き着き、もっぱらボラティリティ反映利益観が支配する全面的公正価値会計論においては、そうした混在は生じない、

という考え方もあるであろう。しかし、そうした理解の妥当性は、けっして論証されているわけではないので、ここに検討しなくてはならない。本号では、後者の全面的公正価値会計論の成立可能性を俎上に載せることにしよう。

<キーワード>

収益費用観，資産負債観，配分スキーム，評価スキーム，利益観，平準化利益観，ボラティリティ反映利益観，計算方式，フロー起点方式，ストック起点方式，取得原価，償却原価，売却時価，機械，製品，満期保有目的金融資産，投機目的有価証券

現行会計実践においては、取得原価（および償却原価）と売却時価とが、原則論として認められており、その意味において、併存会計に他ならない。しかし、こうした処理規約（評価規約）が認められたのは、我が国の場合、制度的にみれば、1999年に制定された「金融商品に係る会計基準」（以下、『金融商品基準』と言う）以降のことであり、それ以前には、売却時価評価は、原則として否定され、基本的には、取得原価のみが認められていたので（もちろん、例外としてはそれ以外の処理規約も認められていたが）、いわゆる取得原価主義会計であった。ここでは、以下において、この『金融商品基準』が制定されておらず、もっぱら取得原価主義会計の論理が支配的であったとされる時期を「旧実践」、それに対して、『金融商品基準』制定以後、取得原価（償却原価）と売却時価というふたつの評価原則がいわば等価的に認められている時期（現代の会計実践）を「新実践」とよぶことにする。

以上のことを理論レベルでみると、現代の会計理論は、取得原価主義会計論から併存会計論へと変容を遂げたのであるが、この変容は、一般に、「収益費用観から資産負債観への転換」として特質づけられている。しかしながら、この収益費用観および資産負債観という概念規定は、あまりに漠然としているので、こうした用語によっては、現代の会計理論の変貌の本質は、理解し難いと言っても過言ではないであろう。すなわち、利益観・計算方式・処理規約（評価規約）、さらには、計算目的、貸借対照表と損益計算書との関係、資産の意義等が、雑然と、収益費用観および資産負債観という用語に投げ込まれているのである。そこでは、その関係が明らかにされないままに、多くの要素が羅列され、それらがワンセットになって、収益費用観あるいは資産負債観とよばれているわけである。したがって、「収益費用観から資産負債観への転換」と言ってみても、多種多様な意味内容を含んでおり、それだけでは、現代会計理論の変貌の本質は、けっして明らかになったとは言えない。収益費用観・資産負債観の概念内容の整理が、早晚、会計理論に求められるであろう。

本稿では、そうした問題意識のもとに、意思決定有用性に基づく理論体系においてしばしば見受けられる利益観・計算方式・処理規約（評価規約）というみつつの概念の関係を、若干整理することとしたい。ここでは、利益観としては、今日一般に知られている平準化利益観およびボラティリティ反映利益観という二項対立を想定して議論することにする。他方、計算方式としては、フローとストックとの関係を取り上げることにしよう。もっとも、計算方式という概念については、フローとストックとの関係の他に、損益計算要素の数も、重要な役割を果たしている。すな

わち、会計では、収益と費用という2個の損益計算要素が不可欠である二面的損益計算形態と、利得（あるいは損失）という1個の損益計算要素しか存在しない一面的損益計算形態というふたつの損益計算形態があり、この区別は、フローとストックとの関係と密接に繋がっていると筆者は考えている。しかし、その点の解明は、いずれ別稿で行なわなければならないが、ここでは、計算方式としては、もっぱらフローとストックとの関係だけを取り上げることにする。

I 処理方式に関する今日の一般的な考え方

今日、利益観・計算方式および処理規約（評価規約）の関係に関する有力な考え方は、FASBに準拠して、利益観と計算方式とに一義的な関係を認めつつ、その両者から、処理規約（評価規約）を導出する、というものであろう。例えば角ヶ谷[2009]においては、伝統的な会計観（原価主義会計論）とは一線を画するブルー・コーナーと、伝統的な会計観（原価主義会計論）を維持・発展させようとするレッド・コーナーというふたつの対立する立場を提示したうえで、次のように述べている（角ヶ谷[2009] 2～3ページ、ただし、一重下線および波線は、笠井が付した）。

なお、上述のブルー・コーナーでは、利益の平準化を特徴とする収益・費用中心観（revenue and expense view）に基づく利益（フロー志向的利益）ではなく、ボラティリティの反映を中心とする資産・負債中心観（asset and liability view）に基づく利益（ストック志向的利益）が用いられている。

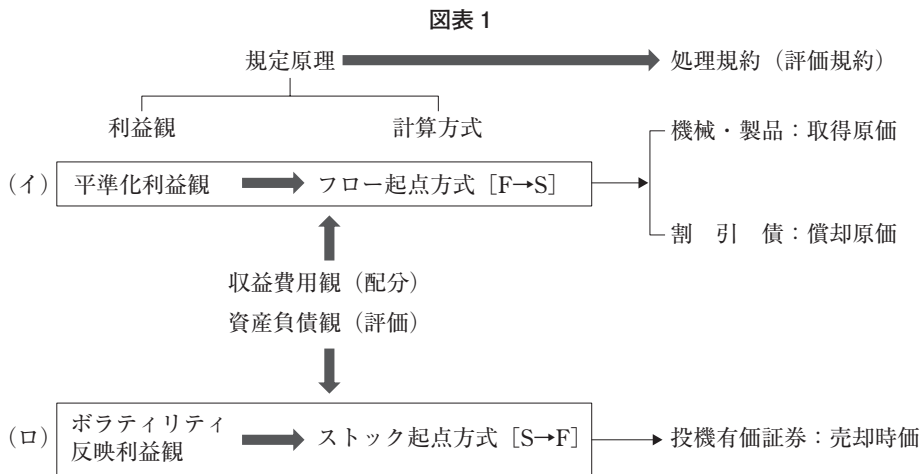
そこでは、収益・費用のフローを起点とすることにより、平準化された利益を算出しているとみなされた収益費用観と、資産・負債のストックを起点とすることにより、資産・負債のボラティリティを反映した利益を算出しているとみなされた資産負債観というふたつの考え方が対比されている。つまり、一方、平準化された利益とフロー志向的利益とが、他方、資産・負債の評価額（時価額）のボラティリティが反映された利益とストック志向的利益とが、その関係が不明なままに、それぞれワンセットにされ、収益費用観および資産負債観とよばれているわけである。そこで、当面必要なかぎりにおいて、筆者なりの概念規定を与えておこう。

収益費用観の核心は、おそらく、利益の平準化という利益観にあるのであろうが（以下、平準化利益観という）、同時に、それは、「フロー志向的利益」という概念といわば等置されている。この「フロー志向的利益」という用語の意味内容は、必ずしも明らかではないが、フロー（収益・費用）を起点として立論し、ストックは、その結果として導出される、というものであろうか。それは、おそらく、フローとストックとの関係にかかわる計算方式といった概念に類しているのではないだろうか。そうであれば、この計算方式は、 $[F \rightarrow S]$ とでも表現できるが（F：フロー、S：ストック）、これを、ここでは、フロー起点方式とよぶことにする。

このように考えれば、収益費用観については、その内部構造は、（平準化利益観という）利益観と、（フロー起点方式という）計算方式とからなっており、その両者は、不二一如の関係にあると

みなされているようである。そして、おそらく、これが処理規約（評価規約）の規定原理となつて、取得原価および償却原価が導出されるのであろう。

ここでは、取得原価評価が援用される項目としては機械・製品、他方、償却原価評価が援用される項目としては割引債を取り上げることにし、以上で述べたことを纏めれば、次の（イ）のようになろう。



この処理規約（評価規約）のレベルに関する収益費用観は、一般的に、このように、利益観と計算方式というふたつの概念から構成されており、その両者が、不二一如の関係で結び付いている点に、著しい特徴が認められると言ってよいのではないだろうか。そして、そこでは、当初の条件のもとに、まずフローの配分がなされる点が立論の基礎になっていることから、配分スキームともよばれているようである。

資産負債観についても、形式的には同じことが言えるであろう。すなわち、資産・負債のボラティリティを反映する利益（以下、ボラティリティ反映利益観という）を中核としつつ、同時に「ストック志向的利益」という概念といわば等置されている。この「ストック志向的利益」を、ここでは、資産・負債のストックを起点にしつつ、その差額としてフロー（損益計算要素）を導出する計算方式（ $S \rightarrow F$ ）とでも表現できる計算方式と理解し、ストック起点方式とよべば、図表1の（ロ）のような構造になるであろう。これに属するのは、投機目的有価証券（一般的には、売買目的有価証券とよばれているが、その名称だと、売却損益の獲得を企図していると誤解されがちなので、本稿では、以下において、投機目的有価証券という勘定名を用いることにする）のみであるが、これについては、売却時価で評価されるところから、この資産負債観は、価値評価スキームあるいは評価スキームともよばれているようである。

現行会計実践における処理規約（評価規約）を規定する論理がどういうものか、という点が本稿における筆者の関心事であるが、その有力な考え方のひとつは、図表1のように描けると筆者は考えている。その特質は、処理規約（評価規約）を導出する規定原理が利益観と計算方式とか

らなっており、しかも、その両者が密接に繋がっている、という点にあると言ってよいであろう。そこで、こうした規定原理で、今日の処理規約（評価規約）を合理的に説明できるのか（規定できるのか）、という点を検討しなければならないが、ここでは、以下のような順序で、筆者なりに説明することとしたい。

すなわち、図表1の〔(利益観 $\Rightarrow$ 計算方式) $\rightarrow$ 処理規約〕というシェーマ（このシェーマを、以下では、処理方式とよぶことにする）から出発して、まず、利益観の理論的問題点（識別された利益観に内在的な整合性があるか、および利益観が処理規約を合理的に説明しているか）を、Ⅱで検討する。結論的には、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観の二項対立は、分類として論理的に成立しないし、また会計実践における処理規約を合理的に説明することができないと筆者は理解している。

そこで、利益観を排除し、その代りに、別の基礎概念を指定しなければならない、というのが筆者の考えである。いま、この別の基礎概念を α とすれば、その処理方式は、〔($\alpha \Rightarrow$ 計算方式) $\rightarrow$ 処理規約〕というシェーマになる。一旦このように考えたうえで、改めて、計算方式を筆者の視点から検討することにしよう。実は、この計算方式にも、理論的に問題なしとしないので、その点をⅢで検討し、論理的に整合的な計算方式に是正しておこう。そこで、その是正された計算方式を改定計算方式とよべば、先のシェーマは、〔($\alpha \Rightarrow$ 改定計算方式) $\rightarrow$ 処理規約〕という処理方式として表現できることになる。

このように考えれば、この改定計算方式を導出できる別の基礎概念 α とは何か、ということが問われなければならないが、Ⅳにおいて、その点を検討する。結論的には、企業の損益産出活動の識別が、その α にあたると筆者は考えている。つまり、企業の損益産出活動に関する資産カテゴリーの類別が α に相当するので、結局、資産カテゴリーと計算方式とによって、処理規約（評価規約）が規定される、というのが筆者の結論である。

Ⅱ 利益観の問題点とその処遇

まず、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観の分別には内在的な整合性があるのか、およびその識別された利益観によって、処理規約を合理的に説明できるのか、という点を検討しよう。結論的には、その点につき、筆者は否定的であるが、その理由として、ここでは、次の3点を指摘しておこう。

まず第1に、利益観が処理規約を規定するとすれば、現行の会計実践（新実践）を前提に据えるかぎり、図表1から明らかなように、平準化利益観に基づく処理規約とボラティリティ反映利益観に基づく処理規約とが、混在してしまう。平準化利益観とボラティリティ反映利益観という異質な利益観に基づく処理規約が混在した場合、それらを加減して算出された利益額に、統一的な意味が、喪失してしまうのではないだろうか。例えば平準化利益観に基づいて算出された製品の売却損益額と、ボラティリティ反映利益観に基づいて算出された投機目的有価証券の保有損益額とを加算した利益額に、一体どのような意味があるのであろうか。平準化利益観とボラティリ

ティ反映利益観とがハイブリッドとして混在することに、会計上どんな意義があるのか、まずもって、そのことが、問われなければならない。

もっとも、この点については、次のような理解があるのかもしれない。すなわち、現行会計実践は、平準化利益観（収益費用観）からボラティリティ反映利益観（資産負債観）への転換にさいしての過渡的形態にすぎず、そのかぎりでは、もともと、それ自体としては十全なものではない。しかし、この転換が浸透すれば、全面的公正価値会計に行き着き¹⁾、そこでは、ボラティリティ反映利益観が貫徹されるに至る、ということなのであろうか。こうした理解によれば、現行の新実践は、過渡的形態にすぎないので、首尾一貫していないのに対して、取得原価主義会計の論理に規定された旧実践、および全面的公正価値会計の論理に規定されたいわば未来実践は、純理論的には、首尾一貫性を具えているということになりそうである。そうであれば、（旧実践にかかわる）平準化利益観の論理が貫徹した取得原価主義会計論²⁾、および（未来実践にかかわる）ボラティリティ反映利益観の論理が貫徹した全面的公正価値会計論は、首尾一貫した理論体系として、会計理論的に成立しているということであろう。

しかしながら、現行会計のように、損益計算を計算目的とした場合、取得原価主義会計論あるいは全面的公正価値会計論など、理論的に成立し得るのであろうか。これまでのところ、こうした成立可能性が議論の俎上に載せられることは、ほとんどなかったと言ってよいであろう。そこで、全面的公正価値会計論の成立可能性および取得原価主義会計論の成立可能性を、それぞれ（１）および（２）で検討することにする。

この第１の問題点は、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という利益観に関する２分類の妥当性、および利益観と評価規約との特定の結び付き（平準化利益観と取得原価評価との結び付き、ならびにボラティリティ反映利益観と売却時価評価との結び付き）の妥当性を前提にしたさいに生ずる理論的欠陥であるが、しかし、そもそも、このふたつの前提の妥当性にも、問題なしとしないのである。そこで、このふたつの前提の妥当性を、利益観に関する第２および第３の理論的問題点として指摘しなければならない。

すなわち、利益観の第２の理論的問題点として、平準化利益とボラティリティ反映利益とが、論理的に有意意味な対立概念ではないことが、検討されなければならない。もしこの両利益観が有意意味な分類であるなら、会計上のすべての項目についての処理規約は、必ずどちらか一方の利益観によって、合理的に説明できるはずである。しかし、本当にそのように言ってしまってもよいのであろうか。そのことは、本当に論証されているのであろうか。これまでのところ、平準化利益

１）例えば武田隆二は、「時価評価の流れは、金融商品の一部から全体へと伸展し、さらに有形資産の評価に及ぶとともに、ブランドやビジネスモデルといった無形資産にまで拡大しつつある。いわば企業の有する全資産を時価評価することにつながっていく。」と述べている（武田〔2001〕 6～7 ページ）。そこでは、全面時価会計論の存在も、想定されているようである。

２）ここでは、現行会計実践は、「収益費用観から資産負債観への転換」における過渡的形態であるために、取得原価・償却原価と売却時価とが混在している、という理解を前提にしているので、本文でふれたように、資産負債観にかかわる全面的公正価値会計論は首尾一貫性を具えた理論体系として理論的に成立しているということになろう。そうであれば、収益費用観にかかわる取得原価主義会計論にしても、首尾一貫性を具えた理論体系として理論的に成立しているということになろう。

観にたてばかくかくの処理になり、ボラティリティ反映利益観にたてばしかじかの処理になる、といったことは議論されているが、残念ながら、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立の論理的有意性に関する議論など、まったくなされていないと言ってよいのではないだろうか。そのかぎりでは、利益観に関するこの二項対立は、一般にそう信じられているがゆえに、一般に受け入れられているにすぎないとも言えよう。けっして、一定の論証を経た確かな知見とは言えないのである。そこで、(3)において、この点を、筆者なりに検討することとした。

そして第3は、利益観と評価規約との特定の結び付き（平準化利益観と取得原価評価との結び付き、ならびにボラティリティ反映利益観と売却時価評価との結び付き）の理論的根拠が、曖昧なことである。すなわち、意思決定有用性に基づく図表1において、平準化利益観は、どうして原価評価と結び付くのであろうか。他方、ボラティリティ反映利益観は、どうして売却時価と結び付くのであろうか。その理論的根拠について、寡聞にして、未だ得心のゆく議論を筆者は知らない。

もっとも、図表1が、意思決定有用性に依拠しているとすれば、以上のような利益観と評価規約との結び付きに関する有力な見解は、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係に着目するものであろう。すなわち、FASBによれば、会計情報が意思決定に役立つためには、目的適合性と信頼性というふたつの基本的特性を充足しなければならないが、その両者は、一般に、いわゆるトレードオフの関係にあるとみなされているようである。その場合、平準化利益観では、目的適合性より信頼性が重視されるので、取得原価評価になるのに対して、ボラティリティ反映利益観では、逆に、信頼性より目的適合性が重視されるので、売却時価評価になるとみなされるようである。つまり、そこでは、平準化利益観およびボラティリティ反映利益観は、信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係を媒介として、それぞれ、取得原価（償却原価）および売却時価と結び付くとみなされているわけである。

しかし、取得原価（償却原価）には、信頼性はあるが目的適合性はない（稀薄である）、などと本当に断言できるのであろうか。その逆に、売却時価には、目的適合性はあるが信頼性はない（稀薄である）、などと本当に断定できるのであろうか。

そうした理解は、一般に普及しているが、しかし、その妥当性が、格別に論証されているわけではない。極言すれば、ただ多くの論者がそのように主張しているので、そうした主張が罷り通っているにすぎないとも言えないでもない。結論的には、利益観と評価規約との上記のような結び付けは、純理論的には、成立しないというのが筆者の考えである。そこで、その点につき、(4)において、検討することとしたい。

(1) 全面的公正価値会計論の成立可能性

まず（未来実践にかかわる）ボラティリティ反映利益観の論理が貫徹した全面的公正価値会計論の成立可能性を考えてみよう。現在の会計実践が、過渡的形態であるとすれば、平準化利益観に基づく取得原価主義会計論の取得原価・償却原価評価と、ボラティリティ反映利益観に基づく全面的公正価値会計論の売却時価評価とが混在しているが、しかし、資産負債観への転換が進行

すれば、いずれ、全面的に、公正価値（時価）で評価されるようになるのであろうか。そうであれば、その暁には、全面的公正価値会計論なる理論体系が成立することになるだろう。

ここでは、会計の計算目的が、あくまでも、投下資本回収計算としての損益計算であることを前提にして、こうした全面的公正価値会計論の成立可能性を検討しよう。現行会計実践でも、投機目的有価証券は売却時価で評価されているのであるから、問題は、取得原価で評価されている棚卸資産および設備資産、そして償却原価で評価されている満期保有目的金融資産の３項目³⁾についての時価評価の可能性である。以下、この点を検討することにする。

（ｉ）棚卸資産の時価評価の可能性

まず棚卸資産（に属する材料・製品等）を組上に載せることにしよう。この棚卸資産の時価評価の可能性であるが、この点を検討するにあたっては、購入時価と売却時価とが相違している点に留意しなければならない。

そのことを念頭において、まず売却時価評価の可能性を考えてみよう。結論的には、①そこで算出される利益の確定性・確実性が喪失する点、および②原価計算が不可能になり、その結果として、誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成が不可能になる点で、複式簿記機構を前提とした現行会計の説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。まず①であるが、製品は、一般的には、それが生産される過程で付加価値が創出されると考えられているので、その生産のために要した支出額（犠牲額、つまり費用額）を超過した収入額（成果額、すなわち収益額）で売却される。つまり、費用を構成する製造原価（あるいは購入時価）と収益を構成する売却時価とは、その金額が一般に異なっているのである。そして、このうち、収益の側面に関しては、その数値は実際に売却するまでは、不確定であるし、それどころか、売れ残るということも現実³⁾にあり得るわけであるから、実際に売却するまでは、収益の成立すら不確定である。そうであれば、製品を売却する以前に売却時価で評価することは、不確定・不確実な利益を計上することに他ならない。かくては、処分可能利益という確実性・確定性を具えた利益額の算出を計算目的としている現行会計の理念に悖っていると言わざるを得ない。

次に、②原価計算の不可能性、およびその結果としての誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成不可能性であるが、現行会計は、企業の経済活動を逐一複式簿記機構によって把握し、その結果として、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成している。そのことによって、一方、会計が算出する処分可能利益の数値自体の信頼性が確保されるし、他方、さらに、監査も可能になり、その利益額に一層の信頼性が得られることになるのである。複式簿記機構により誘導法的に作成される貸借対照表・損益計算書のこうした信頼性の礎になっている複式簿記機構というのは、企業の経済活動を把握するものとしての諸勘定によって構成されている。そして、そうした

3) ここで論じられているのは、いわば未来実践における全面的公正価値論の成立可能性である。しかし、そこで問題になっているのが未来実践であるかぎり、会計理論の対象である会計事象がどのようなものであるかについては、もちろん、正確なことは分らない。しかし、会計の計算目的を損益計算におくかぎり、未来実践においても、棚卸資産・設備資産、および満期保有目的金融資産の存在を想定しても、けっして荒唐無稽とは言えないであろう。したがって、少なくとも、これらの資産についての時価評価を合理的に説明できなければならないと思われる。本文では、そうした発想のもとに議論する。

諸勘定の連鎖によって、貸借対照表・損益計算書の誘導法的な作成が、可能になるのである。

そうであれば、そのように記録された勘定の数値には、特定の関係が予定されなければならない。例えば価値生産活動のように、費用と収益とによって損益計算が遂行される場合、その費用に関して言えば、[材料→材料費→製品→売上原価]といった勘定の連鎖が生じなければならない。したがって、材料勘定、材料費勘定、製品勘定、および売上原価勘定は、最終的に、収益と適切に対応する費用額を算出するという役割を担っており、そのために、特定の犠牲値で統一的に測定されなければならない。ここに、[材料→材料費→製品]に関する原価計算が成立したのである。そこでは、材料勘定、材料費勘定、および製品勘定が、同一の取得原価数値で測定されていなければ、原価計算が理論的に不可能になり、その結果、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成できなくなってしまうのである。したがって、材料および製品を売却時価で評価替えることは、原価計算を実質的に不可能にしたり、あるいは、期間費用（売上原価）の計上を不可能にしたりすることによって、現行会計における収益と費用とによる二面的損益計算、ひいては誘導法的な貸借対照表・損益計算書の作成を崩壊させてしまうのである。

以上のようなふたつの理由により、棚卸資産の売却時価評価は、現行会計の説明理論としては、理論的に成立し得ないと筆者は考えている。

それでは、棚卸資産の購入時価評価はどうであろうか。この場合には、上記の①および②のような理論的問題は、回避されているが、しかし、現行会計実践に抵触する別の問題点が、伏在している。すなわち、現行会計は、現実に生起した企業の経済活動を描写することによって事後的な利益の算出をその計算目的としている。しかるに、購入時価で再評価することは、機会原価の考え方に他ならない。つまり、そこでの購入時価差額は、購入時と再評価時とを比較して、購入時に購入することによって、原価を節約できたのかどうか、という点についての指標になる数値なのである。換言すれば、購入時に購入したほうが良かったのか、それとも、再評価時に購入したほうが良かったのか、という点についての判断に資するのである。それは、(経営者の)過去における意思決定の是非の評価には有益であろうが、現になされた企業の経済活動を描写するものとしての会計(現在描写性という会計の特質)には、そぐわないのである。なぜなら、その是非は別にして、購入時に購入してしまったことは事実であり、その事実を変更することはできない。したがって、購入時に購入してしまったという事実に基づいて、会計上の損益計算が遂行されなければならないからである。

このような意味において、棚卸資産の購入時価評価も、現行会計の説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。

(ii) 設備資産の時価評価の可能性

設備資産の時価評価についても、同じような結論が得られると筆者は考えている。すなわち、購入時価評価については、棚卸資産と同断であるし、売却時価評価についても、棚卸資産に関する①および②の問題点が妥当するのみならず、さらに、設備資産については、そもそも③売却時価で評価する、ということ自体に問題なしとしない。すなわち、設備資産の場合については、

ゴーイング・コンサーンのもとでは、そのレーゾン・デートルは、販売ではなく、生産的に使用することにある。したがって、財の生産のために設備資産が提供し得る用役の犠牲額での測定が、本質的に必要なのである。それにもかかわらず、売却時価で表示するとしたら、企業の破産等を想定するか、あるいは他業種への転換などを想定しなければならないが、現行会計においては、あくまで、現在の業種業態を前提にしたゴーイング・コンサーンのもとにおける処分可能利益の計算が、目的とされているのである。

そうした意味において、設備資産の時価評価もまた、現行会計の説明理論にはそぐっていないと筆者は考えている。

（iii）満期保有目的金融資産の時価評価の可能性

最後に、満期保有目的金融資産の償却原価評価について考えてみよう。この満期保有目的金融資産を時価評価するということは、この金融資産を投機目的有価証券と同じカテゴリーとみなすということであろう。それは、現行会計における保有目的による資産評価という根本理念の否定を含意している。その場合には、保有目的に代わる新しい評価原則の全体像を体系的に導入しなければならない。それは、どのような考え方なのであろうか。それが明らかにされないままに、満期保有目的金融資産に時価評価を導入することは、あまりに独断的であろう。

逆に言って、損益が企業の経済活動によって産み出されるとしたら、現行会計における保有目的別の評価には、十分な合理性が認められるのである。すなわち、企業が、現実にも、この金融資産の保有によって定利の獲得を享受しようとすることは、あり得ることなのではないだろうか。少なくとも時価が償却原価以下である場合には、この満期保有目的金融資産を保有する企業は、売却せずに保有し続け、定利を獲得するという経済活動を選択することに、まったく問題はなかろう（反対に、仮に時価が償却原価以上であっても、全体として安定的な利益獲得を企図するかぎり、定利獲得のために保有する、という経済活動には合理性が認められよう⁴⁾）。そうした経済活動を、時価評価は合理的に説明できないのである。その点、償却原価で評価し、その償却原価差額をもって損益（受取利息）とする現行の処理方法が、妥当性をもっていると言ってよいであろう。

以上のように考えれば、ボラティリティ反映利益観に依拠した全面的公正価値会計論は、それが全面的に時価評価する体系であるとするならば、説明理論としては、成立し得ないと言わざるを得ない。

参 考 文 献

笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』

笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判 IV』

笠井 [2013]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（１）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号

4) この満期保有目的金融資産については、時価＞償却原価の場合には時価で、償却原価＞時価の場合には償却原価で評価する、償却原価・時価比較高価法という処理方法があるが、これは、理論的には成立し得ないと筆者は考えている。その点については、笠井 [2010] 第39章2を参照されたい。

- 武田 [2001]：武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
角ヶ谷 [2009]：角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』
津守 [2002]：津守常弘著『会計基準形成の論理』
平松・広瀬 [2010]：平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』